

# 砂川市地域防災計画の修正について

防災基本計画（国）の修正  
(R2. 5)

北海道地域防災計画の修正  
(R2. 12)



○令和元年東日本台風及び令和元年房総半島台風など、近年発生した災害の検証及び新型コロナウイルス感染症の発生等を踏まえた防災基本計画の修正や、国の各種制度改正をはじめ、防災総合訓練の実施結果を踏まえ、所要の修正を行う。

○令和元年東日本台風及び令和元年房総半島台風で得られた教訓や国の防災基本計画の修正を踏まえ、北海道地域防災計画が見直された。(R2. 5、R2. 12)

上記のとおり、北海道地域防災計画は修正が行われており、砂川市地域防災計画についてはR1. 5月の修正分まで反映されていました。この度の修正ではR2. 12月分の北海道地域防災計画を反映した形としています。

## 砂川市地域防災計画の主な修正事項

### 1 本編の主な修正事項

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の主体的な判断・行動のため「自らの命は自らが守る」意識の徹底や住民主体の取組の支援・強化</li> <li>● 計画推進にあたっての基本となる事項として、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進</li> </ul>
	第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「砂川警察署」を「滝川警察署」に修正</li> </ul>
	第7節 住民及び事業者の基本的責務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平常時の備えとして自動車へのこまめな満タン給油や自宅等の暖房・給湯用燃料の確保を追加</li> </ul>
第2章 砂川市の概況	第1節 自然条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 砂川市が立地する緯度及び経度の修正</li> <li>● 隣接する市及び町の修正</li> <li>● 砂川市の南北及び東西の距離の修正</li> </ul>
第3章 防災組織	第1節 砂川市防災会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「砂川警察署」を「滝川警察署」に修正</li> <li>● 「北海道電力（株）送配電カンパニー滝川ネットワークセンター」を「北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンター」に修正</li> </ul>
第4章 災害予防計画	第1節 災害危険区域及び整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害危険区域等の把握箇所数の修正</li> </ul>
	第2節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域防災力向上のため、体系的な防災教育訓練の提供、学校における避難訓練と合わせた防災教育の実施、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動への理解促進等に努める。</li> </ul>

章	節	主な修正内容
	第4節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 物資調達・輸送調整等支援システムによる供給事業者の保有量と備蓄量の把握を行うことについて追加</li> <li>● 災害時に避難所等で必要となる物資について、発災から3日目までに必要な数量の備蓄及び備蓄品の例を追加</li> </ul>
	第5節 相互応援(受援)体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行い、必要な準備を整えるよう努める。</li> <li>● 災害時に活動が円滑に行われるよう、平常時からNPO、ボランティア等と連携することを追加</li> </ul>
	第7節 避難体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「日本工業規格」を「日本産業規格」に修正</li> <li>● 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず適切に受け入れることを追加</li> <li>● 「被災者」を「被災住民」に修正</li> <li>● 地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知と安全な場所にいる人まで避難の必要はないことや親戚・知人宅への避難も選択肢であること等、避難情報への理解の促進を追加</li> </ul>
	第9節 情報収集・伝達体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有線通信システムについて、IP通信網やケーブルテレビ網のように具体的なシステムの例を追加</li> <li>● 電気事業者は停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備について追加</li> <li>● 通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図ることを追加</li> </ul>
	第10節 建築物災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップ及び宅地の安全性の把握について追加</li> </ul>
	第16節 土砂災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土石流予防計画について、崩壊土砂流出危険地区の周知を追加</li> <li>● 「北海道電力(株)」から「北海道電力ネットワーク株式会社」に修正</li> </ul>
	第19節 業務継続計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めることを追加</li> </ul>
	第5章 災害応急対策 計画	第1節 情報収集・伝達計画
第3節 災害広報・情報提供計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民に対する広報等の方法として、有線放送を削除</li> <li>● Lアラート(災害情報共有システム)で発信する災害関連情報等の多様化及び情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めることを追加</li> <li>● 生活関連情報について、スーパーマーケット、ガソリンスタンドを追加</li> </ul>
第4節 避難対策計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報区分の基準に「徳富川」を追加</li> <li>● 災害発生情報の発令について、既に災害が発生していることを把握した場合に可能な範囲で市が発令することを追加</li> <li>● 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から必要な場合にはホテルや旅館等の活用等を含めて検討することを追加</li> <li>● 獣医師会や動物取扱業者等から、必要な支援が受けられることを追加</li> <li>● 被災地において、感染症の発生、拡大が見られる場合は防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めることを追加</li> <li>● 指定緊急避難場所や避難所において、避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず適切に受け入れることを追加</li> </ul>
第13節 交通応急対策計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「砂川警察署」を「滝川警察署」に修正</li> <li>● 緊急輸送道路ネットワーク計画について、地方港湾及び漁港は耐震強化岸壁の有無を追加し、空港は拠点空港、地方管理空港に修正</li> </ul>

章	節	主な修正内容
	第14節 輸送計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に資機材、物資の輸送が指定避難所まで円滑に実施されるよう、輸送拠点の選定や輸送手段の確保等体制を整備することを追加</li> </ul>
	第19節 電力施設災害応急計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「北海道電力ネットワーク株式会社」を追加</li> </ul>
	第24節 住宅対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 応急仮設住宅の入居対象者は原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保できないものとするを追加</li> <li>● 住宅の応急修理の対象者として住宅が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損壊を受け、自らの資力では応急修理ができない者、大規模な補充を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とするを追加</li> </ul>
	第30節 廃棄物処理計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条に基づき適切な分別解体を行うことを追加</li> </ul>
第7章 事故災害対策 計画	第3節 道路災害対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「砂川警察署」を「滝川警察署」に修正</li> </ul>
	第7節 大規模停電災害対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが電源車、発電機等の配備状況等を確認のうえ、リスト化するよう努めることを追加</li> <li>● 情報通信連絡系統図の修正</li> </ul>
第8章 災害復旧・被災 者援護計画	第2節 被災者援護計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 航空写真や被災者撮影の写真等を活用するなどし、住家被害の調査・判定を早期に実施することを追加</li> <li>● 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとするを追加</li> </ul>

## 2. 地震災害対策編

章	節	主な修正内容
第1章 総則	第3節 計画推進に当たっての基本となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の主体的な判断・行動のため「自らの命は自らが守る」意識の徹底や住民主体の取組の支援・強化について追加</li> <li>● 計画推進にあたっての基本となる事項として、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進について追加</li> </ul>
	第4節 計画の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平常時の備えとして自動車へのこまめな満タン給油や自宅等の暖房・給湯用燃料の確保を追加</li> </ul>
	第5節 砂川市の地勢及び社会的現況	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要配慮者の増加について「平成31年3月末」のデータを「令和2年3月末」のデータに更新</li> </ul>
	第6節 砂川市における地震の想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既往地震における道内各地域の最大震度について胆振東部地震の追加に伴い修正</li> </ul>
第2章 災害予防計画	第12節 建築物等災害予防計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導することについて追加</li> <li>● 液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップ及び宅地の安全性の把握について追加</li> <li>● 商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、市と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めることを追加</li> </ul>
	第2節 地震情報の伝達計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急地震速報の発表等についてその他の情報は、震度3以上の地震について発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表することについて追加</li> <li>● 緊急地震速報の発表等について、長周期地震動に関する観測情報を追加</li> </ul>
第3章 災害応急対策計画	第5節 避難対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難勧告等について、災害発生情報を追加</li> <li>● 避難勧告・避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の伝達方法について、「有線放送」を削除し、「LINE公式アカウント」を追加</li> </ul>
	第2節 被災者援護計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 航空写真や被災者撮影の写真等を活用するなどし、住家被害の調査・判定を早期に実施することについて追加</li> <li>● 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする</li> </ul>
第4章 災害復旧・被災者援護計画	第2節 被災者援護計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 航空写真や被災者撮影の写真等を活用するなどし、住家被害の調査・判定を早期に実施することについて追加</li> <li>● 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする</li> </ul>

### 3. 資料編

章	節	主な修正内容
第1章 関係資料	1-1 防災関係機関等の連絡先	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「砂川警察署」を「滝川警察署」に修正し、住所も「砂川市東2条南5丁目1番1号」から「滝川市緑町1丁目1番12号」に修正</li> <li>● 北海道電力(株)から「北海道電力ネットワーク株式会社滝川ネットワークセンター」に修正</li> </ul>
第3章 関係資料	3-1 砂川市災害対策本部組織図	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 政策調整班副班長を「課長補佐又は庶務担当係長」から「政策調整課副審議監」に修正</li> <li>● 救護・保健対策班副班長の「ふれあいセンター副審議監」を削除</li> <li>● 商工労働班副班長を「商工労働観光課副審議監」から「課長補佐又は庶務担当係長」に修正</li> <li>● 農政班副班長を「農業委員会主幹」から「課長補佐又は庶務担当係長」に修正</li> </ul>
	3-2 砂川市災害対策本部事務分掌	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総務部統括班の13について、北海道電力(株)から「北海道電力株式会社」に修正し、「北海道電力ネットワーク株式会社」を追加</li> </ul>
	3-5 災害情報連絡系統図	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「砂川警察署」を「滝川警察署」に修正</li> </ul>
	3-8 気象情報の種類及び発表基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 警報級の可能性について、「早期注意情報」を追加し、[高]、[中]の発表基準についての説明も追加</li> <li>● 大雨特別警報の基準を修正</li> <li>● 洪水警報及び注意報について、表中の各河川の基準値を修正</li> <li>● 洪水警報の指定河川洪水予報による基準となる場所として石狩川下流域に「橋本町」を追加</li> <li>● 警戒レベル1～5について、各レベルでの「住民が取るべき行動」及び「住民に行動を促す情報」を追加</li> </ul>
3-9 気象情報伝達系統図	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「砂川警察署」を「滝川警察署」に修正</li> </ul>	
第4章 関係資料	4-1 重要水防箇所・ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道及び国が公表している重要水防箇所の変更・更新等に伴い図及び表の整合性を図るよう更新</li> <li>● 北海道管理河川に「徳富川」を追加</li> </ul>
	4-2 地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊(崖崩れ)危険箇所、土石流危険溪流	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地滑り危険箇所について危険箇所「一の沢」を追加</li> <li>● 急傾斜地崩壊(崖崩れ)危険箇所について危険箇所名「歌志内文珠32」を追加</li> </ul>
	4-4 山地災害危険地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 山腹崩壊危険地区について危険地区「一ノ沢3」「一ノ沢4」「焼山9」「焼山10」「焼山11」「焼山12」「焼山13」「焼山14」「焼山15」「焼山16」「宮城の沢4」「宮城の沢5」「宮城の沢6」を削除し、「宮城地先」を「宮城の沢1」に修正</li> <li>● 崩壊土砂流出危険地区について危険地区「二股川」「スキー場の川」を削除し、「富平」を追加</li> </ul>
	4-4 災害危険箇所位置図	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害危険箇所位置図について危険箇所名「一ノ沢3」「一ノ沢4」「焼山9」「焼山10」「焼山11」「焼山12」「焼山13」「焼山14」「焼山15」「焼山16」「宮城の沢4」「宮城の沢5」「宮城の沢6」を削除し、「一の沢」「歌志内文珠32」「富平」を追加</li> </ul>
第5章 関係資料	5-1 調査対象別担当部署	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1 ライフライン被害官界の(3)電気施設について、「送配電カンパニー滝川ネットワークセンター」から「滝川ネットワークセンター」に修正</li> <li>● 1 ライフライン被害関係の(6)交通について、「砂川警察署」から「滝川警察署」に修正</li> </ul>

章	節	主な修正内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2一般被害関係の(1)人的被害について、「砂川警察署」から「滝川警察署」に修正</li> </ul>
第5章 関係資料	5-11 広報車一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報車一覧表を更新</li> </ul>
	5-23 救護医療対策業務の大綱一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「砂川警察署」から「滝川警察署」に修正</li> </ul>
	5-30 公用車両一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公用車両一覧表を更新</li> </ul>
第6章 (地震災害対策編)関係資料	6-1 過去に発生した各地域の主な被害地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 表中の「地震災害名」を削除</li> </ul>
	6-2 既往地震による(総合)振興局別最大震度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 石狩地方の新篠津、空知地方の岩見沢・南幌・長沼・栗山、胆振地方の苫小牧で発生した震度5弱の「平成15年(2003)十勝沖地震」、胆振地方の白老で発生した震度5弱の「胆振地方中東部(2014)」、安平で発生した震度5弱の「胆振地方中東部(2017)」、日高地方の新ひだかで発生した震度5強の「日高地方中部(2011)」を削除し、宗谷地方の豊富で発生した震度5弱の「令和元年(2019年)宗谷地方北部地震」を追加</li> </ul>
	6-3 危険物等製造貯蔵施設所在地一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 危険物製造所及び貯蔵所の表中より、「コマツ建機販売(株)北海道カンパニー」、「小林産婦人科医院」、第一興産(株)豊沼給油所の「屋外貯蔵所」、「(株)マテック砂川支店」、「砂川慈恵会病院(宮城の沢44番地)」を削除し、「砂川SA下り線」を追加</li> <li>● 危険物製造所及び貯蔵所の表中より、(株)三星自工商事の「一般取扱所」を「一般取扱所(休止)」、「イーグルスイート」を「プラスイーグル」、滝川小型自動車運送の「移動タンク貯蔵所(2)」を「移動タンク貯蔵所(3)」、(株)空知ゴルフ場の「給油取扱所」を「給油取扱所(休止)」、「北海道電力(株)」を「北海道電力(株)砂川発電所」、カヤク・ジャパン(株)砂川工場の「屋内貯蔵所(4)」を「屋内貯蔵所(3)」、「トヨタ部品札幌共販」を「トヨタ部品北海道共販」、「キャタピラーイーストジャパン(株)北海道社」を「日本キャタピラー合同会社空知営業所」、川端建設(株)の「地下タンク貯蔵所」を「地下タンク貯蔵所(休止)」、丸一運輸(株)の「移動タンク貯蔵所(10)」を「移動タンク貯蔵所(7)」にそれぞれ修正</li> <li>● 高圧ガス貯蔵所の表中より、「(株)三星自工商事」を削除し、「(株)三星オートスタンド」を追加</li> </ul>
その他関係資料	1 砂川市における防災関係の協定締結一覧	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時における緊急輸送等に関する協定書として「砂川北星ハイヤー株式会社」と「株式会社三星」の2社と協定を締結していたが、2社が合併し、「北星三星交通株式会社」となったため、2社の協定書を削除し、新たにR3.2.1に「北星三星交通株式会社」と、災害時における緊急輸送等に関する協定書を追加</li> <li>● 災害時、砂川市の要請に基づき、可能な範囲で地図製品を供給する協定内容とした、災害時における地図製品等の供給等に関する協定書をR2.7.10に株式会社ゼンリンと締結したことから追加</li> <li>● 砂川市内で風水害、地震、その他災害が発生した場合に、北泉岳寺が所有する施設を一時的な拠点とすることを協定内容とした、災害時における避難所等の協力に関する協定をR2.9.1に北泉岳寺と締結したことから追加</li> </ul>